

改正宅地建物取引業法の概要

	改正の内容	条項	施行日
①	媒介契約書面の記載事項に、建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を追加	改正法第34条の2第1項	平成30年4月1日
②	重要事項説明の対象に、①建物状況調査の結果、②建物の建築・維持保全の状況に関する書類の保存状況を追加	改正法第35条第1項	
③	宅建業者が売買等の契約当事者に交付する書面の記載事項に、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項を追加	改正法第37条第1項	
④	売買等の申し込みがあった場合に、宅建業者は媒介契約の依頼者に遅滞なく報告する義務を創設	改正法第34条の2第8項	平成29年4月1日
⑤	宅建業者に対する重要事項説明の簡素化（書面交付のみで足りるものとする）	改正法第35条新第6項及び第7項	
⑥	従業者名簿の記載事項の変更（住所の記載が不要に）	改正法第48条第3項	
⑦	弁済に関する認証申出人の範囲から宅地建物取引業者を除外	改正法第27条第64条の8	
⑧	宅建業者の団体による研修の実施、宅地建物取引業保証協会による研修に対する助成	改正法第64条の3第75条の2	